

# 令和2年度下半期財政状況をお知らせします

問合先 財政課財政担当



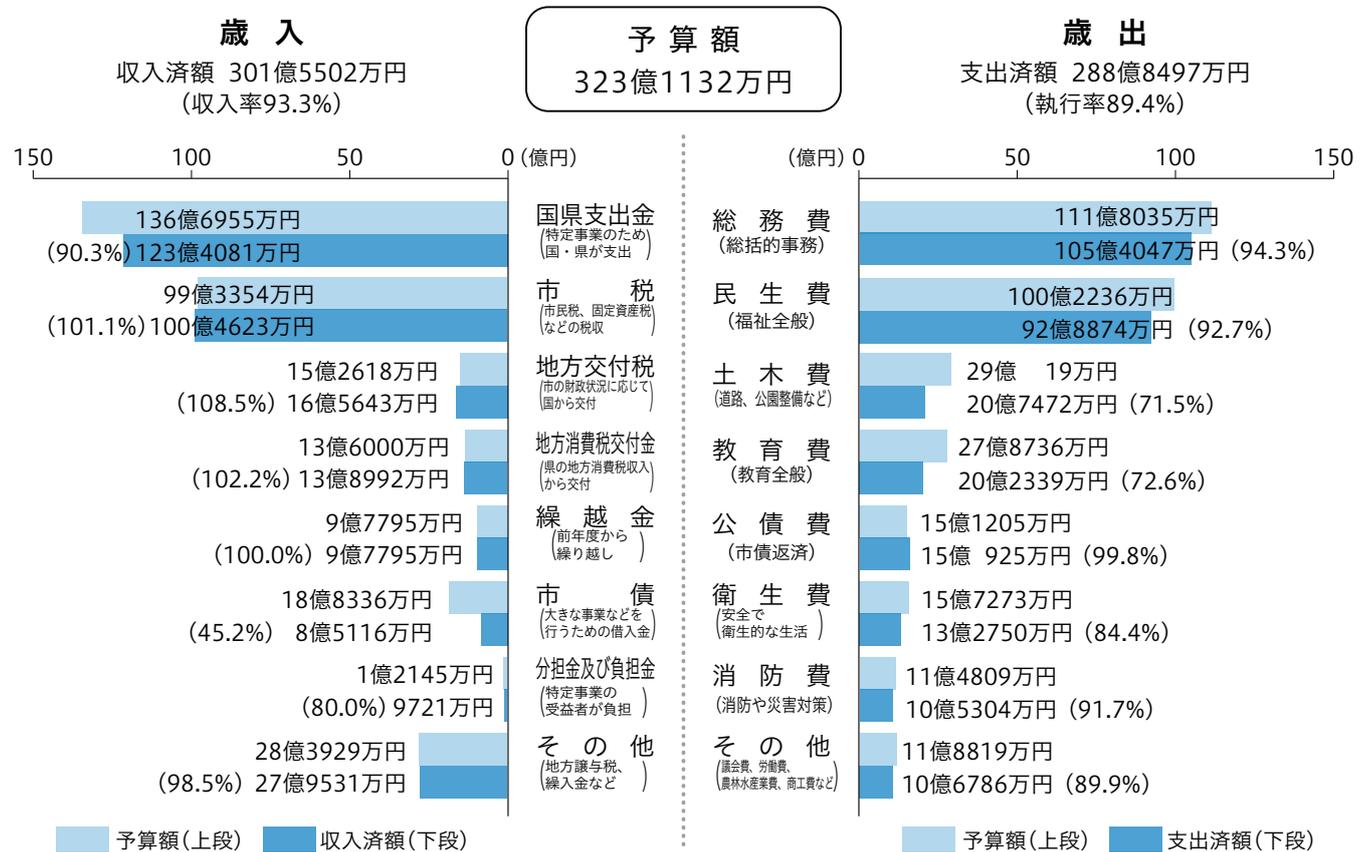
市の財政状況については、毎年2回定期的にお知らせしています。

今回は、令和2年度上半期（4月～9月）の収支状況に下半期（10月～3月）の状況を加えた数値をお知らせします（公表した数値は令和3年3月31日現在のものです）。

なお、令和2年度の一般会計当初予算額は218億3000万円です。これに104億8132万円を追加し、最終予算額は323億1132万円となりました。また、市の会計では5月末日までに現金の収入・支出を整理する期間ですので、今回公表する額は決算額とは異なります。令和2年度決算額は、あらためてお知らせします。

※ 各数値の万円未満は四捨五入の上、端数処理しています

## 一般会計



## 特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
国民健康保険	65億1195万円	64億2309万円	98.6	62億9530万円	96.7
後期高齢者医療	8億1816万円	8億1570万円	99.7	7億8082万円	95.4
介護保険	53億5000万円	46億4402万円	86.8	39億6321万円	74.1
一本松土地区画整理事業	1億8488万円	1億8488万円	100.0	1億5406万円	83.3
若葉駅西口土地区画整理事業	3億170万円	2億7879万円	92.4	2億3641万円	78.4

6月23日から29日までは「男女共同参画週間」です

問合せ 女性センター ☎287・4755

# 男女共同参画について 考えてみてください

## 男女共同参画社会って？

性別に関わりなく、男性と女性が、家庭、地域、学校、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく市民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。ぜひ、もう一度考えてみてください。

## 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例

市では、性別に関わりなく自分らしく生きいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現のために、「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定しています。

## 【6つの基本理念】

- ① すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること。
- ② ジェンダーに基づいた社会の制度または慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案および決定に参画する機会が確保されること。

④ すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

⑤ 男女共同参画社会を実現するための取り組みに際しては、国際社会の動向に配慮すること。

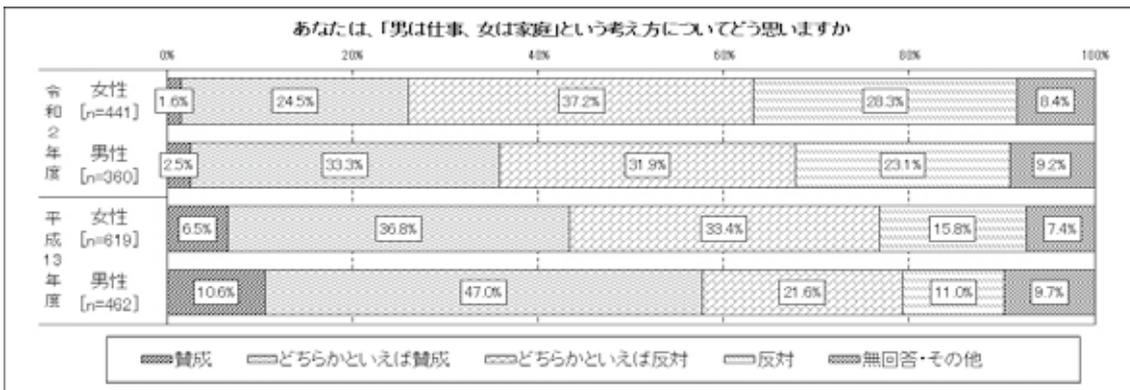
⑥ すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと。

## 鶴ヶ島市の取り組み

男女共同参画社会の実現に向け、市では、様々な取り組みを行っています。

- ・ 男女共同参画推進プランの策定、進行管理
- ・ 男女共同参画について考えるイベント「ハーモニーふれあいウィーク」（今年度は秋に展示を行います）
- ・ 男女共同参画に関する講座および展示
- ・ 本の貸出（図書室）
- ・ 女性のための法律相談（第2水曜日・予約制など）
- ・ 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

次の表は、「あなたは、「あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか」という質問に対する回答の結果です。平成13年度調査の結果と比較してみました。



令和2年度の調査では、男性、女性ともに、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合が減っており、性別にかかわらずなく、仕事も家庭も協力しながら生活していこうと考える人が多くなっていることがわかります。

## 子どもたちに向けて

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例の6つの基本理念を、子どもたちにも理解してもらえよう、イラストと言葉でわかりやすく説明した、児童・生徒向けのパンフレットを作成しています。

女性センター、図書館のほか、市ホームページからもご覧いただけます。ぜひ、ご覧ください。



パンフレット1ページ



パンフレット2～3ページ



パンフレット4ページ

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身などに生じているひとり親世帯などに対し、生活支援特別給付金を給付します。

**対象となる方**

①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方(支給開始しています)

②令和3年4月分の児童扶養手当が、公的年金の受給により全部停止となっている方

③新型コロナウイルスの影響で所得が低下したひとり親の方

**給付内容**  
対象児童1人あたり5万円

**申請**  
対象①は申請不要  
対象②③は市ホームページなどで受給資格を確認して申請してください。

※ 新型コロナウイルスの影響による所得の低下には基準があります。市ホームページなどで確認してください

※ ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金については、国による制度が決まり次第、別途お知らせします

## 公共施設個別利用実施計画(案)の意見募集

問合せ先 資産管理課営繕担当

市では、今後の公共施設の再配置などについて、個別利用実施計画案としてまとめました。この計画案について、市民の皆さんのご意見を募集します。

**計画案の閲覧方法**  
市ホームページのほか、市役所、市民活動推進センター(若葉駅前出張所)、各市民センター、中央図書館、女性センターで閲覧できます。

**募集期間**  
6月1日(火)～7月31日(土)

**回答方法**  
市ホームページから回答、または、計画案の閲覧が行える施設に設置してある「意見募集アンケート用紙」へ記入し、「意見聴取箱」へ投函してください。

**意見の取扱い**  
ご意見は、計画策定の参考とし、資料として活用します。なお、個々の意見に対する回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳細はこちら



## 児童手当「現況届」の提出をお忘れなく！

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

児童手当を受給している方は、6月中に現況届の提出が必要となります。

この届は、令和2年分の所得および6月1日現在の世帯の状況を確認し、6月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出がない場合は、6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。

なお、現況届に必要な書類は、6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

**提出書類**

①児童手当現況届(全受給者)

②受給者の健康保険被保険者証のコピー

※ 児童と別居している方、実子ではない児童を養育している方には、他に必要な書類を同封します。あわせてご提出ください

**提出方法**  
必要書類を同封の返信用封筒(切手不要)で投函してください。新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

**提出期限** 6月30日(水)必着

扶養親族等の数	所得制限限度額表 (令和2年分)
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※ 扶養人数は、令和2年分所得申告の際の人数です  
※ 扶養親族が5人以上の場合、1人につき38万円ずつ限度額を加算します



## 地域経済活性化ポイント還元事業の参加店を募集します

問合せ先 産業振興課商工労政担当

### 参加店舗を募集します

**対象店舗** 市内の中小事業者(大手スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどのチェーン店、病院、調剤薬局などを除く)

**決済手数料** 無料

**申込み** 地域経済活性化ポイント還元事業に参加するには、PayPayに加盟する必要があります。

PayPayへの加盟店登録を希望する店舗は、7月7日(水)までにPayPayホームページから登録手続きをするか、平日10時～18時に電話(☎0120・936・220)でお問い合わせください。

**その他** すでにPayPay加盟店となっている店舗は、申込不要で対象となります。

また、PayPay新規加盟を希望し、インターネットによる申込み手続きが不明の場合は、鶴ヶ島市商工会(☎287・1255)でサポートします。



PayPayへの申込はこちら

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内経済の活性化と新しい生活様式による非接触での決済を推進するため、PayPay(株)と連携した地域経済活性化ポイント還元事業を実施します。

**実施期間**  
8月1日(日)～31日(火)

**内容**  
期間中に市内対象店舗で非接触型決済サービス「PayPay」を利用した方に、支払金額の最大30%のポイント



(上限3000円相当/1回、1万5000円相当/期間中)を付与します。

## 高齢者応援クーポン券利用参加店を募集します

問合せ先 健康長寿課高齢者福祉担当

### 参加店舗を募集します

**応募要件** 鶴ヶ島市商工会会員事業者など(商工会会員事業者でない場合は、市内に売り場がある事業者に限ります)

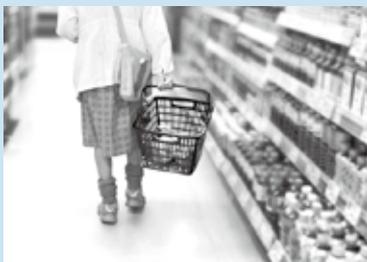
**募集期間** 10月31日(日)まで

※ 6月21日(月)までに登録いただいた事業者は、「参加店舗案内」に掲載して配布します。以後の登録事業者は、市および鶴ヶ島市商工会ホームページで公開します

**クーポン券利用期間** 8月1日(日)～12月31日(金)

**登録料・換金手数料** 無料

**問合せ先** 鶴ヶ島市商工会☎287・1255



地域経済および高齢者を応援するため、鶴ヶ島市商工会と連携して総額6450万円分のクーポン券を交付する高齢者応援クーポン券発行事業を実施します。

**実施期間**  
8月1日(日)～12月31日(金)

**内容**  
期間中に市内対象店舗で利用できる紙のクーポン券(3000円分)を65歳以上(※)の市民の方に郵送で配布します。

※ 令和3年度中に65歳以上になる方(昭和32年4月1日以前生まれ)が対象



## 段ボール事業者と災害時協定を締結

問合先 安心安全推進課防災担当

このたび、鶴ヶ島市は、災害発生時の避難所生活において有効な段ボールベッドや段ボールパーテーションなどの供給を目的に「災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定」を締結しました。災害時の避難所生活において段ボールベッドを調達することにより、避難者に対し、適切な環境での避難生活が期待できます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、段ボールパーテーションを調達することにより、避難所生活における飛沫感染の防止やプライバシーの保護が期待できます。協定を締結した事業者は次のとおりです。

- 株式会社トータルパック狭山事業所(柳戸町11-10)



- 小山紙業株式会社 埼玉工場 (三ツ木187-3)
- セツツカートン株式会社 熊谷工場(熊谷市御稜威ヶ原138-11)
- 株式会社出羽紙器製作所 新所沢工場(所沢市下富400)

## 監査委員の選任について

問合先 人事課人事担当

5月12日付けで漆畑和司さんが監査委員を退任し、新たに近藤英基さんが5月13日付けで選任されました。



## 代理人、第三者による戸籍・住民票取得の確認に！「本人通知制度」

問合先 市民課戸籍担当

「本人通知制度」は、住民票の写しや戸籍の証明などを、代理人や第三者(職務上請求できる人など)に交付したとき、その事実を本人に通知する制度です。利用には、事前の登録が必要です。

ご自分の住民票の写しなどが第三者に交付されたことや、委任した請求が行われたことが通知されるので、不正取得による権利侵害の抑止に役立ちます。

また、本人通知制度が一般に周知されることにより、委任状の偽造や、差別につながる身元調査などの未然防止に効果があります。

一度登録すれば更新は不要です。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合は、変更の手続をお願いします。

**受付場所**

市民課 若葉駅前出張所(ワカバウォーク内)

**登録できる方**

市に住民登録または本籍のある方(住民票の除票や除籍などのある方を含みます)

**登録に必要なもの**

①申請書(市ホームページからもダウンロードできます)

②本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)

**法定代理人が登録する場合**

①、②および法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本など)

**代理人が登録する場合**

①、②および委任状

※ 代理人が同一世帯の方の場合、委任状は不要です

**通知対象となる証明書**

- 住民票(除票を含む)の写し(本籍が記載されたもの)
- 住民票記載事項証明書(本籍が記載されたもの)
- 戸籍附票(除附票を含む)の写し
- 戸籍(除籍を含む)謄抄本
- 戸籍記載事項証明書

**通知内容**

交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別(代理人または第三者の別)

※ 代理人や第三者による申請内容については、鶴ヶ島市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示を請求することができません(証明書を取得した代理人や第三者の個人情報は開示できません)

若葉駅前出張所の業務を案内します

問合せ 若葉駅前出張所 ☎272・5611

## 住所変更の手続きが行えます！

●業務日・時間 月～金曜日9時～17時15分

6月1日～

若葉駅前出張所で、転出、転入などの住所変更手続きが可能になります。

内容によっては取り扱いできないこともありますので、詳細については、お問い合わせください。

また、住民票などの証明書発行やマイナンバーカードの交付、医療費助成金支給申請書などの受付、パスポート申請(市民専用)など各種行政サービスを行っています。

## 行政サービスコーナー

●業務日・時間 月～金曜日9時～17時30分(うち木曜日のみ9時～21時)

取扱業務

- 住民票(除票)、印鑑登録・印鑑証明、戸籍証明の発行など
- マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行・更新など
- つるバス・つるワゴン特別乗車証の申請・交付(高齢者・障害者)、子育て応援フリーパスなど
- こども医療費助成金支給申請書受付など
- 国民健康保険高額療養費支給申請書受付など
- 市町村交通災害共済の加入手続など



**【業務時間外でも各種証明書(戸籍証明を除く)の予約受取が可能です(要電話予約)】**

受取時間 土・日曜日、祝日9時～17時30分

対象 本人および同一世帯の人に限り(委任状の対応はできません)。

予約方法 事前に若葉駅前出張所へ電話で予約

※ 予約は、同一週の受付とし、月～金曜日の17時30分までに電話予約をお願いします(月曜日が祝日の場合は前の週に予約を受け付けます)

## パスポートコーナー

**【申請できるのは、鶴ヶ島市に住民登録のある方、または鶴ヶ島市に居所のある方に限ります】**

業務日・時間

[申請] 月～金曜日9時～16時30分

[交付] 月・火・水・金曜日9時～17時30分

木曜日9時～21時

日曜日9時～17時30分

※ 申請と交付の業務日・時間が異なりますのでご注意ください

問合せ ☎272・5622



## 医療機関の適正受診にご協力ください

問合先 こども支援課子育て支援担当、障害者福祉課障害者福祉担当

こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費は、福祉の向上を目的として助成する制度です。

受給対象の方は、受給者証と健康保険証を提示することにより(※)、鶴ヶ島市および坂戸市内医療機関の窓口での支払いがなくなり、必要な医療の受診がしやすくなっています(例外もあります)。

助成対象分は市と県の自主財源によりまかなわれています。いつでも安心して医療が受けられるように、各医療制度の安定した運営のため、次のようなことを実践し、ご協力をお願いします。

※ 10月からは、マイナンバーカードを利用した電子資格確認が始まる予定です

### 休日や夜間の安易な受診は避けましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり、医療費の増加につながります。また、軽い症状にも関わらず休日や夜間に救急外来を訪れることで救急外来が混みあい、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたします。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考

えてみましょう。

### 埼玉県A-1救急相談をご利用ください

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談できる埼玉県A-1救急相談(P27参照)が整備されました。緊急の場合は、埼玉県救急電話相談(#7119)とあわせてご利用ください。

### かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医は、健康管理や初期の治療をしてくれる身近な医師のことです。かかりつけ医を持つと、本人や家族の病状などを把握しているの

### 安易な重複診療はやめましょう

同様の症状または病気で複数の医療機関を受診することはやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう心配があります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝え話し合ってみましょう。

### ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ有効成分・同じ効き目で、新薬と比べ開発費が少ないために価格の安い薬です。

※ 市では「ジェネリック医薬品希望シール」を、こども支援課および障害者福祉課窓口で配布しています

## 戦没者などの遺族への特別弔慰金の申請を受け付けています

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

戦没者などの遺族に対する第11回特別弔慰金の申請を受け付けています。

### 支給対象者

令和2年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合の戦没者などの死亡当時の遺族一人。原則として次の順に対象となります。

- 1 弔慰金受給権者
- 2 子
- 3 戦没者などと戦没当時を生計関係を有していた①父母

- ②孫③祖父母④兄弟姉妹

(戦没当時を生計関係を有していなかった方、令和2年4

月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組している方は除かれます)

- 4 上記の3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等以内の親族で戦没者などの死亡時まで1年以上生計関係を有していた方

支給内容  
額面25万円、5年償還の記名

請求期間  
国債

令和5年3月31日まで



## 民生委員・児童委員の社会調査について

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

民生委員・児童委員は、担当地域の中で支援の必要な方を把握し、見守り活動などに つなげていくため、年間を通じて社会調査(訪問活動)を行っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、主に高齢者世帯のお宅に民生委員・児童委員に関するチラシなどのポスト投函や必要に応じて訪問し、世帯構成や緊急時の連絡先などをお聞きする場合があります。

民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。

### 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣の委嘱を受けた、地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、県の非常勤の地方公務員です。

民生委員・児童委員は、地域から推薦をいただき、市民の中から選ばれます。

民生委員・児童委員の担当地域は、107地区に分かれていて、現在、81人の民生委員・児童委員と、子どもや子

育てに関する支援を専門に担当する7人の主任児童委員が活動しています。

それぞれの担当区域において身近な相談相手となつて、市民の立場に立つて相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

### 秘密を守ります

民生委員・児童委員には、法律により秘密を守ることが義務付けられています。

職務上知り得た相談内容や情報を他の人に漏らすことはありません。安心してご相談ください。



民生委員・児童委員

## 6月は環境月間です

問合せ 生活環境課環境保全担当

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。日本では、6月の1か月間を「環境月間」としています。

環境月間では、毎年、市民環境団体が主体の市民環境まつりを開催してきましたが、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により、実施を見送り啓発展示のみ開催となります。

**環境月間啓発展示**  
環境問題に取り組んでいる団体の活動報告や実践紹介、企業における取組、生ごみ処理器キエーロ、水素自動車の展示などを行います。

**日時** 6月2日(水)～14日(月)  
(最終日は15時まで)

**場所** 市役所1階ロビー

※ 水素自動車の展示は7日(月)～11日(金)まで

## 全国一斉の緊急地震速報訓練を行います

問合せ 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、このシステムを使用した、全国一斉の緊急地震速報訓練を行います。

**訓練用緊急地震速報の放送日時** 6月17日(木)10時頃

**放送内容** 「チャイム音」こちらは、防災つるがしまです。ただ今から訓練放送を行います。

す。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(くり返し3回) こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。

(チャイム音)

※ 緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます

※ 放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります